

令和2年5月29日

兵庫県内の事業者の皆様

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 井戸 敏三

感染拡大予防ガイドライン等に基づいた感染防止対策の徹底について

5月25日に政府は新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態が終了したことを宣言しました。

緊急事態解除宣言を受け、本県では対策本部会議を開催し、今後の感染拡大予防と社会経済活動の再開を基本として、①外出自粛及び休業要請の緩和、②兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」の推進を決定しました。

一部の遊興施設、運動施設については5月末日まで休業を要請しているところですが、6月1日からは感染防止対策の徹底を前提に要請を解除します。これまでのご協力に感謝します。

事業者の皆様におかれては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（兵庫県のガイドラインも参照）等に基づき、「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避、感染防止対策の徹底をお願いします。

今後予想される第2波にも備えるため、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いします。

添付文書

- ・兵庫県「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」
- ・新型コロナウイルスの感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進